

青森県最低賃金改正のお知らせ

1. 青森県最低賃金が改正されました。金額等は次のとおりです。

時間額 790円（令和元年10月4日から）

- 2. 改正前の青森県最低賃金（762円）から28円の引上げとなります。
- 3. 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 4. 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 5. 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。
- 6. 詳しくは、青森労働局ホームページ

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>) からご覧になれます。

<問合せ先> 青森労働局労働基準部賃金室

☎017-734-4114 FAX017-734-5821

ホームページ「東通村と原子力」 メール配信サービスについてのお知らせ

村では、一般の方々にも広く東通原子力発電所の状況や原子力全般についての情報を知っていただくため、ホームページ「東通村と原子力」を開設しています。

また、村の原子力情報を発信するメール配信サービスを設けております。登録は、ホームページのほか、携帯電話からも直接登録することができますので、下記アドレスまたはQRコードによりご登録の上、ご活用くださるようお願いいたします。

◆ホームページアドレス

(<http://www.atom-higashidoori.jp/>)

◆メール配信サービス登録

(<http://www.atom-higashidoori.jp/occ/main.php>)



QRコード



ホームページ
「東通村と原子力」

問合せ先：原子力対策課原子力推進G ☎27-2111

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

令和元年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 令和元年9月30日現在

	9月中	年間累計	死者の 状態別 シートベルト	高齢者の死者 (65歳以上の人)	20人(+1)	
発生	211件 (-6)	1,967件 (-128)		夜	夜間の死者	10人(-13)
死者	2人 (-4)	28人 (-6)		歩行者の死者	5人(-6)	
傷者	254人 (-12)	2,388人 (-188)		自動車乗車中の死者	16人(+1)	
				非着用死者	10人(+3)	

※()内は対前年比です。

毎月1日は「県民交通安全の日」、15日は「高齢者交通安全の日」

冬の交通安全県民運動

この時期は、夕暮れ時・夜間における歩行者の事故や、飲酒運転による重大事故の発生が懸念されるほか、積雪・凍結路面でのスリップ事故が多発しています。

交通ルールの遵守と交通マナーの実践について再確認し、県民総ぐるみで交通事故の防止に努めましょう。

運動の期間

令和元年12月11日(水)から12月20日(金)までの10日間

運動の重点

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 冬道の安全運転の推進
- 5 踏切事故の防止

